



人事・労務に役立つ NEWS LETTER 事務所通信

発行: CAP コンサルティングオフィス

代表 若田邦男

TEL 06-6585-0673 携帯 090-3946-5418

11
2018

トピックス 働き方改革関連法－時間外労働の上限規制①

平成31(2019)年4月に主要な改正規定の施行を控えた「働き方改革関連法」について、その主要な改正規定を、数回に分けて紹介させていただきます。まずは、時間外労働の上限規制(労働基準法の改正)を取り上げます。

政府も、「残業時間(時間外労働)の上限を法律で規制することは、70年前(1947年)に制定された労働基準法において初めての大改革」と、その重要性をアピールしています。

時間外労働の上限規制① 上限規制の内容と罰則

<改正後の上限規制の内容と罰則>

●法律による上限【原則】

時間外労働の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることはできません。

●法律による上限【例外】

臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合(特別条項がある場合)には、上記原則の上限を超えることができますが、この場合でも、次の上限は遵守する必要があります。

- ・年720時間以内
- ・複数月平均80時間以内(休日労働を含む)
- ・月100時間未満(休日労働を含む)

また、原則である月45時間を超えることができるのは、年間6か月までです。

●上限規制違反で罰則が適用される場合

- ・複数月平均80時間以内(休日労働を含む)
- ・月100時間未満(休日労働を含む)

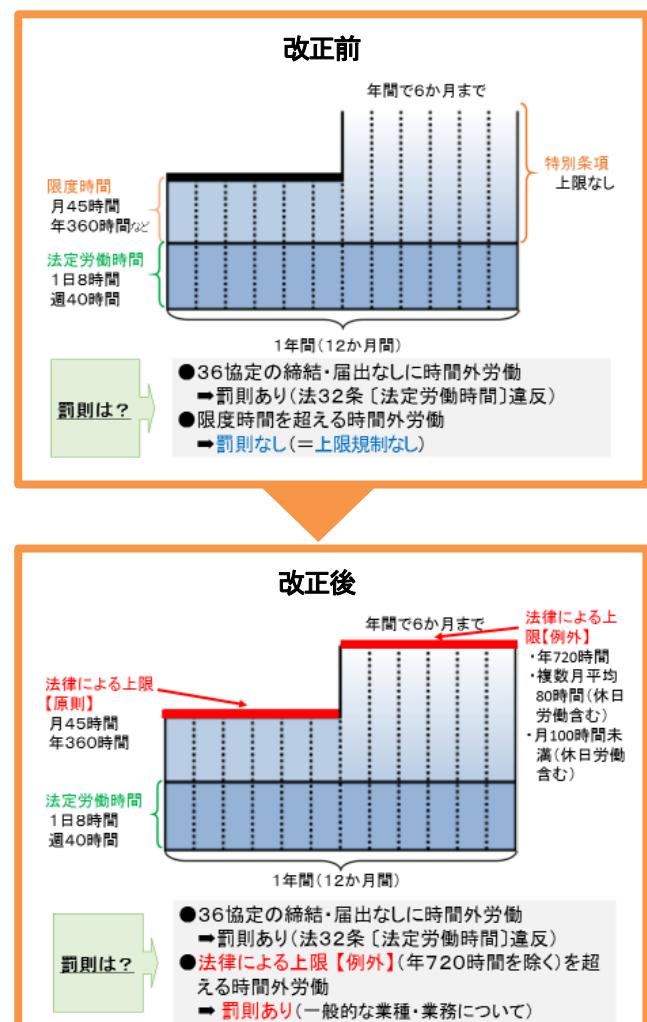
この上限に違反した場合には、罰則が適用されます。

罰則の内容は、6か月以下の懲役または30万円以下の罰金。

②法律による上限【原則】を超える時間外労働が認められる「臨時的な特別の事情」とは、その事業場における通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い臨時に限度時間を超えて労働させる必要がある場合のことといいます。「業務の都合上必要な場合」「業務上やむを得ない場合」など恒常的な長時間労働を招くおそれがあるものは、臨時的な特別の事情に当たらないことに注意しましょう。

★上記の上限規制は、平成31(2019)年4月から施行されますが、中小企業への適用はそこから1年遅れとなります。

1年の猶予があるとはいえ、中小企業においても早めに準備しておく必要があるでしょう。助成金を利用できる可能性もありますので、是非、ご相談ください。



トピックス 健康保険の被扶養者の届出－10月から添付書類の取扱いなどを変更

日本年金機構から、平成30年10月1日以降に受け付ける「健康保険被扶養者（異動）届」について、添付書類の取扱いを変更するとのお知らせがありました。

併せて、「健康保険被扶養者（異動）届」の新様式も公表されました。

その内容を確認しておきましょう。

-----被扶養者に関する届出一添付書類の取扱いの変更等（平成30年10月～）-----

- 日本国内にお住まいのご家族の方を被扶養者に認定する際の身分関係及び生計維持関係の確認について、申立てのみによる認定は行わず、証明書類に基づく認定を行うよう、事務の取扱いが変更（日本年金機構、全国健康保険協会のほか、各健康保険組合も同様）。
- これを受けて、届出に際して、所定の証明書類の添付が必要。
- しかし、一定の要件を満たした場合には、書類の添付を省略が可能。

The image shows the 'Housing Status Category' section of the new Health Insurance Beneficiary Application form. It includes fields for '平成 年 月 日' (Year Month Day), a red stamp box labeled '印', and a large area for attaching documents. A note at the top left reads 'この原本は、戸籍の原本と相違ないことを証明する' (This original is to prove that it is not different from the household registration original).

＜添付書類の変更及び添付書類の一部省略＞

項目番号	添付書類	目的	添付の省略ができる場合
1	次のいずれか ・戸籍謄本または戸籍抄本 ・住民票 ※1 (提出日から90日以内に発行されたものを提出してください)	統柄の確認	次のいずれにも該当するとき ・被保険者と扶養認定を受ける方双方のマイナンバーが届書に記載されていること ・左記書類により、扶養認定を受ける方の統柄が届書の記載と相違ないことを確認した旨を、事業主が届書に記載していること
2	年間収入が「130万円未満 ※2」であることを確認できる課税証明書等の書類	収入の確認	扶養認定を受ける方が、所得税法上の控除対象の配偶者または扶養親族であることを確認した旨を、事業主が届書に記載しているとき ※3 ・16歳未満のとき
3	仕送りの事実と仕送額が確認できる書類 ・振込の場合 … 預金通帳等の写し ・送金の場合 … 現金書留の控え（写し）		・16歳未満のとき ・16歳以上の学生のとき

※1 被保険者と扶養認定を受ける方が同居していて、被保険者が世帯主である場合に限ります。

※2 扶養認定を受ける方が次のいずれかに該当する場合は「180万円未満」です。（収入には公的年金も含まれます）
・60歳以上の方
・障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者

※3 障害年金、遺族年金、傷病手当金、失業給付等非課税対象の収入がある場合は、受取金額の確認ができる通知書等のコピーの添付が必要です。

* 被保険者と扶養認定を受ける方との同居の確認については、日本年金機構で確認を行うため、原則、書類の添付は不要ですが、確認できない場合には、別途、住民票の提出を求めることがあります。

★この変更に伴う新たな「健康保険被扶養者（異動）届」の記入方法も含め、気軽にご相談ください。



11/12

- 一括有期事業開始届の提出（建設業）
主な対象事業：概算保険料160万円未満で、かつ請負金額が1億8,000万円未満の工事
- 10月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付

11/30

- 10月分健康保険料・厚生年金保険料の納付
- 9月決算法人の確定申告と納税・翌年3月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで）
- 12月・翌年3月・6月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）

◆あとがき◆ 働き方改革関連法案がいよいよ施行されます。今回のテーマの時間外労働の上限規制も曾野ひとつです。中小企業に対しては施行が再来年の4月で1年遅れですが、有給休暇の5日以上取得は中小企業も来年4月から施行です。今年も残すところ2ヶ月あまり。人手不足が深刻になっている状況で、有給休暇5日以上の取得の影響は小さくありませんね。対策が必要です。